

令和3年3月5日

事業主様

東京都家具健康保険組合
理事長 山口貞雄
(公印省略)

令和3年度収入支出予算と事業計画について

平素より当健康保険組合の事業運営に格段のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、標記につきましては、去る2月18日に開催されました第135回組合会において決定されましたので、取り急ぎ、要用のみご連絡いたします。

令和3年度予算における基礎数値ですが、平均被保険者数は、コロナ禍にあっても比較的堅調に推移していることから、これまでどおりの算出方法により算出しました。

また、報酬関係は、コロナの影響を受けていることから、平均標準報酬月額は、大きく減少した令和2年度の算定基礎の結果をスタート台とし、過去3年の各月における前月比率により算出するとともに、賞与支給月数は、健康保険で1.79ヶ月、介護保険で1.78ヶ月と見込みました。

これにより、前年度予算と比較すると、平均被保険者数は0.7%の微増、平均標準報酬月額は1.8%の減、平均賞与支給額は24.2%の大幅減となることから、保険料収入は128億6千6百万円に留まり、前年度予算比では、3.8%（▲5億1千3百万円）の減となる見込みです。

一方、支出予算の5割弱を占める保険給付費は、新型コロナウイルスの影響等による直近の傾向も踏まえて一人当たり医療費の伸び率を補正した結果、前年度予算比0.4%（2千6百万円）増の66億1千万円と見込んでいます。

また、支出予算の約4割を占める高齢者医療費に係る納付金・支援金等は、後期高齢者支援金が前年度予算比2%（5千8百万円）の増となったものの、前期高齢者納付金が令和元年度の精算分を含め、前年度予算比8.8%（▲2億5千1百万円）の減となったことから、納付金等の総額は前年度予算比3.4%（▲1億9千3百万円）減の54億9千5百万円と見込んでいます。

加入者の健康管理事業に係る保健事業費には、新規事業として、「減塩食体験事業」、「歯周病検査事業」、「被扶養者健診に係る一部負担金の還元事業」を盛り込み、前年度予算比7.3%（8千3百万円）増の12億1千9百万円を措置しています。

これらの結果、一般勘定の収入総額136億9千7百万円に対し、支出総額（予備費除く）は138億6千5百万円となり、1億6千8百万円の収入不足が生じることとなりました。この不足分については、令和2年度の收支残の見込み額4億4千8百万円を繰越金として組み入れることにより対応し、保険料率は現行の100%を維持することとしています。

これにより、令和3年度の一般勘定の予算総額は、141億4千5百万円となっています。

介護勘定については、介護納付金が前年度予算比0.7%（1千万円）増の15億3千1百万円になると見込まれることから、現行の保険料率17.2%では収入不足となるため、保険料率を0.8%引上げ、18%としています。

当健康保険組合は、加入者の皆さまが健やかな毎日を過ごすことができるよう、別紙の各種事業に取り組んでまいりますので、何とぞご理解ご協力のほどお願い申し上げます。

なお、予算及び事業内容につきましては、3月下旬発行予定の広報誌「家具けんぽ」に概要を掲載し、加入者の皆さまのご自宅へお送りすることとしております。

また、事業内容を社内イントラ等で活用するため、紙以外での情報を希望される場合は、当組合総務課までご連絡ください。

● 保険給付事業

◎ 付加給付事業

1. 法定給付における自己負担額が更に軽減されるよう、組合独自の保険給付制度である付加給付事業を次のとおり実施する。

- (1) 一部負担還元金
- (2) 家族療養費付加金
- (3) 合算高額療養費付加金

なお、請求漏れを防止するため、申請書はターンアラウンド方式とする。

◎ 保険給付の適正化に関する事業

1. 診療報酬明細書（レセプト）の点検事務の強化

医療給付費は、健康保険組合の支出のうち最も大きな割合を占めるものであり、その増減が組合財政に与える影響は極めて大きいものである。このため、レセプト点検の体制等を強化し、医療給付費の適正化に努める。

なお、点検に当たっては、入院したすべての者及び前期高齢者納付金に影響を与える 65 歳以上の者を重点的に行うなどより効率的に実施する。

また、疑義が生じた場合は、積極的に再審査請求を行うほか再審査請求で原審どおりとされた事例であっても、なお疑義がある場合は改めて再々審査請求を行うなど医療費削減に努める。

2. 現金給付の適正な処理

現金給付の適正処理を期すため、次の事項を的確に実施する。

- (1) 傷病手当金及び出産手当金の初回請求分については、出勤簿及び賃金台帳との照合確認を行う。

(2) 傷病手当金については、各種年金との併給調整を確実に行うほか、外傷性の傷病の場合は負傷原因の確認を行う。

また、レセプト等関係資料との照合確認及び調査等により適正な支給に努める。

(3) 出産育児一時金、家族出産育児一時金については、他の保険者と重複して給付することのないよう確認を行う。

(4) 柔道整復師（接骨院・整骨院）に係る療養費については、柔道整復師にかかるときの留意事項などを広報誌等に掲載し、適正な受診について周知を図る。

なお、不適正な療養費を排除するため、負傷部位や長期又は頻度が高い施術の場合など、疑義が生じた場合は、原因の調査を行い、適正な支給に努める。

3. 業務上の傷病と思われる受診者への負傷原因調査の実施

健康保険では、業務上や通勤途上における傷病は給付の対象外である。

レセプト点検及び柔道整復師（接骨院・整骨院）に係る療養費等により、業務上又は通勤途上の傷病と疑われる場合は、加入者に負傷原因の調査を行う。

4. 第三者行為に対する求償権の行使

交通事故等の第三者行為による傷病に対して健康保険で給付を行ったときは、保険給付の範囲において被害者に代わり当健康保険組合が損害賠償請求権を代位取得し、加害者に対し求償権を行使する。

また、第三者行為による傷病と疑われる場合は、加入者に照会のうえ「第三者行為による傷病届」の提出を求め、顧問弁護士の意見を確認し確実に求償権を行使する。

5. 医療費通知の実施（データヘルス計画対象事業）

加入者に医療費に対する関心を持ってもらうほか、医療機関等で発行された領収書の内容と突合することにより、診療報酬の不正請求を防止することなどを目的に、医療機関及び整骨院・接骨院で受診した加入者に対し、受診日や療養に要した医療費の総額等を記載した医

療費通知を年4回発行する。

また、社会保険診療報酬支払基金が行う審査により医療費が減額され、加入者の負担額が1万円以上過払いとなった場合には、該当者にその旨通知する。

6. レセプト情報等の活用（データ分析）

レセプト（診療報酬明細書）は、加入者の受診状況、医療機関や医薬品に関する情報を知り得るデータであることから、この情報を分析し、外来における重複・頻回受診等の是正指導等に活用すると共に、効果的な保健指導を実施するため、各種健診結果と突合して活用する。更に、各種事業の効果測定及び効果検証、事業計画策定時の疾病傾向分析、生活習慣病罹患リスク予測等に活用する。

なお、これらの個人情報の活用には、個人情報保護管理規程等に基づき厳格に行うものとする。

7. 後発医薬品（ジェネリック医薬品）の使用促進（データヘルス計画対象事業）

後発医薬品の使用促進については、医療費の削減策として有効であることから、後発医薬品に切り替えた場合と従前の医薬品を使用した場合の差額を通知し、後発医薬品の使用を積極的に進める。

また、広報誌への掲載や後発医薬品希望シールの配付をするなど周知を図る。

◎ 財源確保に関する事業

1. 適用関係諸届の適正な処理

被保険者資格の取得及び喪失、被扶養者の認定、報酬の適正な把握等は、健康保険組合の運営を行ううえでの基礎となるものであることから、次の事項を的確に実施する。

- (1) 新規資格取得者及び定年再雇用による再取得者に対して、正確な資格取得年月日と報酬を把握し審査を行う。
- (2) 被扶養者の適正な認定

被扶養者の適正な認定は、加入者間の公平性を期するためにも大変重要であり、加入者数は、後期高齢者支援金、前期高齢者納付金、介護保険納付金の積算基礎となることから、組合財政にも影響を及ぼすものである。

このため、被扶養者の資格再確認（検認）を実施し適正な認定に努める。

また、併せて、健康保険組合の諸事業を円滑に実施するため、被保険者と住所を異にする被扶養者の住所を把握する。

(3) 算定基礎届の適正な処理

算定基礎届の処理に当たり、標準報酬月額の算定に関しては、賃金台帳又は給与支払明細書等により、届出内容の確認を行う。また、届出内容の確認と同時に被保険者資格取得届、資格喪失届、月額変更届及び賞与支払届の届出漏れについても調査を行う。

届出の提出方法については、来館による事業所の負担を軽減するため、原則、すべて郵送等とする。なお、調査確認のために、来館等による提出の協力を求める場合がある。

事業所の届出の作成に当たって、適正に届出ていただくための参考書「算定基礎届・月額変更届の手引き」を全加入事業所に配付する。

2. 保険料の納期内納付の徹底及び徴収の強化

保険料収入は、健康保険組合の運営の根幹を成しているものであり、納付が遅延し、事業の実施に支障をきたすことのないよう、口座振替の推進に努める。

また、納期を経過したにもかかわらず未納となっている事業所に対しては、速やかに連絡を取るなど積極的な対策を講じ、かつ的確な対応に努める。

なお、滞納事業所に対しては、その額が多大となる前に事業主への来館依頼又は事業所を早期訪問するなどきめ細かく督促を行うほか、必要に応じて滞納処分を行う。

3. 適用事業所の加入勧奨

当健康保険組合の被保険者数の増加を図るために、既に加入している事業所の関連会社等の情報収集を行うなど、加入勧奨に努める。

なお、当健康保険組合に関する照会のあった事業所については、加入事業所等の関係者から情報を得て、事業状況に関する資料を送付するほか、訪問のうえ説明するなどの対応を行う。

● 保健事業・福祉事業

健康保険組合の事業運営は、健康保険組合事業運営指針に基づき実施するほか、国の成長戦略として、平成 27 年度からすべての健康保険組合にデータヘルス計画の実施が義務付けられており、当組合でも平成 30 年度に第 2 期データヘルス計画を策定し、当該計画に基づき保健事業を実施している。今年度は第 2 期計画（全 6 年）の 4 年目となることから、3 年間の実施結果・効果を総括（中間評価）し、新たな課題の抽出、計画の修正及び積極的な事業展開を図る。

（注）データヘルス計画とは、医療情報（レセプト）や健診結果の情報等のデータ分析に基づいて、現状を把握し、健康課題を抽出して課題解決に向け、保健事業に関する計画を PDCA サイクルで実施する取組み。

◎特定健診・特定保健指導事業

1. 特定健診及び特定保健指導（データヘルス計画対象事業）

保険者には、特定健診・特定保健指導を実施することが法令により義務付けられていることから、40 歳以上の加入者に対し、次のとおり実施する。

（1）特定健診

40 歳以上の加入者については、一般健診、生活習慣病健診（被扶養者を含む）及び人間ドックの受診時に特定健診の検査項目を包含して実施する。

（2）特定保健指導

健診の結果、メタボリックシンドロームの該当者及びその予備群（メタボリックシンドロームに移行する恐れのある者）と判定された者に対し、対象者自らが立案する生活習慣の改善を図るための行動計画及び行動目標の作成を支援するとともに、行動目標を達成できるよう健診結果・レセプト情報等から個々人に合った数値の改善及び生活習慣病の予防の取組みを指導・支援する。

保健指導の方法は、これまでの健診会場又は事業所に出向いて行う個別面接及び健保会館に招集して行う個別面接に加え、感染症予防対策・遠隔地対策の観点から情報通信技術を活用して行うテレビ電話方式での面接を積極的に実施する。更には、外部指導機関に委託して実施率の向上を図る。

また、被扶養者の保健指導については、健保連が提供する組合サポート事業を活用する。

◎ 疾病予防に関する事業

人が生涯にわたり、生活の質の維持と向上を図り、健やかに過ごすためには、健康であることが何よりも大切である。

そのため、加入者に対して健康診断を実施し、健康診断の受診率向上のため、未受診被保険者に対しては、その情報を事業主に提供し、事業主等による受診勧奨を推進する。また、未受診被扶養者に対しては事業主の協力を得て、事業主と健保組合連名による受診案内を行う。

また、健診結果に基づき生活習慣を改善する必要がある者や早期治療を必要とする者などに対して保健指導を実施する。

なお、事業全体を通して、加入者及び事業主に健康管理の重要性について理解を求める。

1. 生活習慣病予防対策（データヘルス計画対象事業）

(1) 健診事業

① 被保険者に対する一般健診

病気の予防には、若年のうちから健康管理に対する意識付けが大切であることから、全被保険者（生活習慣病健診及び人間ドック受診希望者を除く）を対象に、主に事業所巡回及び

集合方式による健診、並びに直接契約及び委託契約健診機関での個別健康診断を実施する。

② 被保険者に対する生活習慣病健診

食生活をはじめとする社会環境の変化と加入者年齢構成の高齢化に伴い、生活習慣病に罹患する人の割合が大きくなっているため、35歳以上の被保険者のうち希望者を対象として生活習慣病健診を実施する。

なお、今年度より胃の検査（基本バリウム検査）に内視鏡検査の選択制を導入（選択料5,000円を徴収）する。

③ 被扶養者に対する生活習慣病健診

35歳以上の被扶養者のうち希望者を対象として、原則、直接契約及び委託契約健診機関並びに集合方式で生活習慣病健診を実施する。実施に当たっては、案内を事業所経由又は対象者へ直接送付するほか、広報誌及びホームページ等で周知する。

なお、今年度より胃の検査（基本バリウム検査）に内視鏡検査の選択制を導入（選択料5,000円を徴収）する。

(2) 保健指導事業

前記（1）の健診結果に基づき、予防対策が必要な者に対して、生活習慣の改善のための保健指導を実施する。また、治療が必要な者に対して治療勧奨を実施する。

保健指導の方法は、これまでの健診会場又は事業所に出向いて行う個別面接及び、健保会館に招集して行う個別面接に加え、感染症予防対策・遠隔地対策の観点から情報通信技術を活用して行うテレビ電話方式での面接を積極的に実施する。また、面談が出来ない者に対しては、文書などにより支援をする。

2. 人間ドック補助（データヘルス計画対象事業）

疾病に対する予防意識の高まりにより人間ドックの受診を希望する者が増えていること、また、さらなる健康管理意識の向上が期待できることから、35歳以上の被保険者のうち人間ドック受診希望者を対象に費用の一部を補助する。

3. 歯科健診（データヘルス計画対象事業）

歯の健康は、生活の質・健やかな日常に与える影響が大きく、また医学的知見として全身の身体疾病との関連も明らかになってきていることから、歯科疾患予防のため、歯科健診の受診機会を提供する。

健診の実施については全国 1,700 の歯科医院をネットワークする事業者に委託して行う。

4. インフルエンザ予防接種補助（データヘルス計画対象事業）

インフルエンザの予防は、外出からの帰宅時における手洗いとうがいが基本であるが、流行前のワクチン接種が、より効果が大きいといわれている。

また、予防接種を行うことで、重篤な合併症が避けられ、健康被害を最小限にとどめることができることから、インフルエンザ予防ワクチンの接種を勧奨し、接種に掛かる費用の一部を補助する。

5. 糖尿病重症化予防対策事業（データヘルス計画対象事業）

糖尿病は、その罹患の有無や病状によって医療費に大きな差が生じ、特に入院治療を必要とする状況となった際には、医療費は高額となる。罹患者本人にとっての身体的負担の軽減と、医療費適正化の観点から、糖尿病重症化予防は必要不可欠な対策であることから、糖尿病領域（健診結果 HbA1c 6.5 以上）にあるにも関わらず、医療機関で受診していない未治療者に文書による受診勧奨を行い、その後の受診状況を確認して、重症化予防を講じる。

6. 高血圧重症化予防対策事業（データヘルス計画対象事業）

当健康保険組合は、高血圧に起因する脳血管疾患・心疾患の入院医療費が他の全健保組合と比較して高額であり、健康スコアリングレポートにおいても 3 年連続して高血圧のリスク保有者率が高いことを指摘されているため、高血圧においても重症化予防の取組みが重要となっている。

このため、脳血管疾患・心疾患のリスクが高い高血圧（収縮期血圧が160mmHg以上または拡張期血圧が100mmHg以上）であるにも関わらず、医療機関で受診していない未治療者に文書による受診勧奨を行い、その後の受診状況を確認して、重症化予防を講じる。

7. 心の健康対策（メンタルヘルスケア）（データヘルス計画対象事業）

景気の動向や社会情勢を背景に、仕事や職場環境、職業生活に関する強い不安や悩み、また家庭での出来事によりストレスを感じている人が多くなってきている。

ストレス等精神的なことに起因する病気を予防する方法の一つとして、専門的な知識を有する者に相談することが挙げられる。いつでも電話相談やウェブ相談、また面接相談ができるようにするため、専門機関に委託し、相談体制を整える。

また専門機関は、事業主等の管理者側からの相談窓口としても活用できるようにする。

8. 疾病予防教室（データヘルス計画対象事業）

健康及び疾病予防に関するテーマを設定した健康セミナーを、年2回、直営保養所「みやぎの」において、保健指導員と現地スタッフとの共同企画として開催予定とする。

◎ 健康教育・健康相談に関する事業

1. 健康相談の実施

加入者が、病気、禁煙等の相談ができるよう、当健保会館内に健康相談室を設け、当健康保険組合の嘱託医及び保健指導員が健康相談を実施するとともに、相談内容に応じて医療機関の紹介を行う。相談はオンライン面接でも受付する。

2. 広報誌「家具けんぽ」の発行（データヘルス計画対象事業）

最新の組合情報や各種事業の実施案内及び実績結果等を必要時に事業所経由で加入者に配付する。なお、家族さまへの同様の情報周知の徹底を図るため、年1回は自宅へ送付する。

また、健康保険組合の概要や諸手続きの方法等をまとめた「健康保険ガイドブック」を、

新規に資格取得した被保険者に事業所経由で配付する。なお、当該年度内に「健康保険ガイドブック」の配付を廃止し、ホームページに、デジタルブックとして掲載する。

3. 講習会の開催（データヘルス計画対象事業）

健康の保持・増進は、生活習慣に着目した日頃からの運動習慣、食習慣、喫煙、飲酒などといった健康管理について、一人ひとりが関心を持つことが大切である。そのため、事業所における社員研修時など、事業所からの依頼に応じて「健康に関する内容」の研修を行う。

- ① 新入社員健康スクールの開催（新型コロナウィルス感染拡大状況等による）
- ② 職場における健康教育の支援（動画配信）

4. 健康保険委員会の開催（データヘルス計画対象事業）

健康保険組合の円滑な運営を目的に、各事業所に健康保険委員を委嘱し、委員には組合事業の正しい理解と加入員の皆様の健康保持増進を図るため、被保険者並びに被扶養者に対して健康保険及び保健事業に関する教育・指導・宣伝活動についてのご理解をいただき、事業所及び加入者への周知のご協力をお願いしているところである。

健康保険委員を対象に、組合状況の報告・連絡、事業所内の健康づくりに役立つ情報のご提供の場として、健康保険委員会を開催し、委員の活動に必要な情報や諸資料の配付、健康に関する専門家による講演などを行う。

また、委員会の開催にあたっては、より多くの委員が参加できるようにオンライン参加方式を導入する。未設置の事業所に対して委員の設置を依頼する。

5. ホームページの充実（データヘルス計画対象事業）

当健康保険組合のホームページの内容を健康保険組合の概要や諸手続きの方法等や最新の組合情報及び事業内容等を加入者向けの内容として掲載している。

現在、誰もがスマートフォンやタブレット式端末を持つようになり、インターネットからの情報の取得が手軽にできることから、加入者へ情報を提供する手段としてより一層の充実

を図る。

6. 健康企業宣言事業所に対する支援事業（データヘルス計画対象事業）

「健康企業宣言」に取り組む事業所に対して、健康教室や健康づくりイベントの講演や健康相談・指導を行うとともに健康情報（チラシやリーフレット等のコンテンツ）を提供し、さらに、当健保会館診療所による禁煙治療プログラムを完了した者に対しては、要した薬剤費総額の9割相当額の補助を行う。（遠隔地等により会館内診療所の診療を受けるのが困難な場合は遠隔診療を行う。）

7. 健康経営通信等の送付（健康経営の推進）（データヘルス計画対象事業）

経済産業省が推奨する、企業による従業員の健康管理・健康づくりの推進は、単に医療費という経費削減のみならず、生産性の向上、従業員の創造性の向上、企業イメージの向上等の効果が得られ、かつ、企業におけるリスクマネジメントとして重要と言われている。

そこで、企業ごとに現状を把握していただき、健康経営を目指す企業の一助となるよう、当健康保険組合が所有する各種データ（医療費及び健診結果等）を活用し、事業所ごとの健康経営通信を作成のうえ送付する。

また、厚生労働省、経済産業省及び日本健康会議の三者が協力して、今年度より、レセプト情報、特定健診等情報データベース（NDB）をもとに加入者の健康状態や医療費、予防・健康づくりへの取組状況等について、事業所毎に全国平均や組合平均と比較してその事業所の立ち位置を見える化した「健康スコアリングレポート」が、健康保険組合へ通知される予定である。受領後はレポートを活用して、コラボヘルスを推進する。

なお、当健康保険組合内で作成する健康経営通信と国が作成する「健康スコアリングレポート」の重複内容については整理に向けて検討していく。

◎ 健康づくりに関する事業

当健康保険組合が保有する保養施設及び安価な利用が可能となる全国展開のスポーツジムの活用促進等により、加入者の健康の保持・増進を図るための事業を実施する。

1. 直営保養所の運営（データヘルス計画対象事業）

神奈川県箱根町に所有する直営保養所「みやぎの」の運営は、コロナ感染症に対する宿泊に係るガイドライン等に基づいた感染予防対策を徹底し、安心して利用していただけるよう努める。

また、送迎バスの運行や季節ごとの催し、また、当健康保険組合の保健指導員と現地スタッフとの共同企画として開催する健康セミナーなど、利用者に好評であることから引き続き実施すると共に、多様化する利用者のニーズに応えられるよう共同運営者（電設工業健康保険組合）と検討していく。

なお、開設後30年を超え、施設や諸設備の老朽化が進んでおり、利用者の安全性を確保するため適宜補修を行い、快適に過ごせるよう維持に努める。

2. 事業所対抗野球大会の開催（データヘルス計画対象事業）

加入者の健康促進・体力づくりの場として、また職場の同僚や家族とのコミュニケーションを図り、更には他の企業との交流の場となるよう事業所対抗野球大会を開催する。

3. ウォーキング事業の実施（データヘルス計画対象事業）

健康づくりの機会としてだけでなく、家族や職場の同僚とのコミュニケーションの場として、また日頃のストレス発散の場としてより多くの加入者が参加できる「ウォーキング大会」を開催する。

4. スポーツクラブの利用促進（データヘルス計画対象事業）

運動不足の解消及び体力強化を目的に、体を動かす機会の場としてスポーツクラブ（ルネ

サンス）と法人契約を継続し、全国にある施設等を利用することにより健康増進及び体力強化の意識を高める。

5. 契約保養所の利用

加入員の憩いの場として「かんぽの宿」と特別会員契約を締結し、全国に39ヵ所ある施設を割引料金で利用できるようにする。(一人一泊500円の割引)

6. 東京都総合組合保健施設振興協会等が実施する共同事業への参加

東京都総合組合保健施設振興協会等が実施する健康維持・増進等のための共同事業をホームページ等で広報し、加入者の参加を促す。

○東京都総合組合保健施設振興協会

【主な実施事業】

(脳検査事業・保養所共同利用事業・会場を設置し、血管年齢や骨密度測定等を行う健康フェスティバルの開催・一日介護、健康講座の開催等)

○全国社会保険共済会

【主な実施事業】

(子育て支援事業、いきいき終活セミナー事業、葬祭サービス事業、カルチャー講座斡旋事業)

7. 診療所の設置（データヘルス計画対象事業）

被保険者及び被扶養者を対象に、嘱託医による診察を行うとともに必要に応じて専門医療機関を紹介するなど、早期治療により病状の重症化を防ぎ医療費の抑制に努める。また、禁煙希望者に対して禁煙の支援を行う。

なお、嘱託医の判断により投薬が必要な者には投薬治療を行うが、薬剤費については一部負担金を徴収する。

●保険者機能強化支援事業（補助金）について

高齢者医療拠出金の増加等の影響により医療保険者の財政状況は厳しく、平成30年度は大規模な健保組合（加入者が50万人と16万人の2組合）が自主解散して協会けんぽ（全国健康保険協会）に移ったことにより、国としては100億円を超える国庫負担が増えることになった。

このような状況を踏まえ、国は過去の解散した健保組合の分析から、現在のままでは解散を選択する蓋然性の高い健保組合を対象に財政支援する仕組みとして、令和元年度から3か年度の时限措置として、国と健保連が全額補助する「保険者機能強化支援事業」を創設した。

なお、この制度は、過去の収支状況及び準備金（保有資産）の保有状況によって判断され、当組合を含め全国で39組合が選定された。

当組合は、これを契機に当該補助金を活用して保険者機能を強化するための基盤整備を図ることとし、次の表に掲げる事業を計画している。

【令和3年度 主な新規事業】

[減塩食体験事業]

対象者：全加入者

高血圧予防のため、減塩食体験として希望者に減塩食をお届けします。

[歯周病検査事業]

対象者：被保険者及び20歳以上の被扶養者

各種疾病の発症リスクである歯周病の検査を希望者に実施します。

[被扶養者生活習慣病健診一部負担金還元事業]

対象者：35歳以上の被扶養者（女性）

被扶養者の健診受診率向上のため、一部負担金3,000円をAmazonギフト券で還元します。

東京都家具健康保険組合における保険者機能強化支援事業

区分	項目番	事業名	事業概要	具体的内容
財政検証事業	1	財政状況の分析、改善施策の提案及び改善策の取組みに対する評価	前年度より引き続き、外部有識者を活用して、組合の財政運営の分析、課題の抽出、改善に向けた取組み状況の評価等を行う	①シンクタンク機能を有する企業を用いて計画書作成、課題抽出、改善策の評価を行う ②データヘルス計画の中間評価等を行う
	2	財政検証に係る基盤整備事業	前年度より引き続き、財政検証事業を円滑に進める上で必要な基盤を整備し、分析・加入事業所との情報連携等を今後も継続的に組合内部で実施できるようにする	財政見通しや医療費等の分析を行うためのシステム、及び組合内外の情報連携を円滑化するためのシステムの運用を開始する
保健給付適正化事業	3	ICTを活用した医療費通知及び健康情報提供に係る基盤整備事業	前年度より引き続き、医療費通知の電子化により通知回数を増加するとともに、健診結果や健康情報を定期的に提供する	健康管理プラットホーム「My Health Web」登録推進し、医療費通知等の電子化の拡大を図る。(MHW経由のインフルエンザ補助金申請・ウォーキングイベント参加など登録者全員にAmazonギフト券を進呈)
	4	後発医薬品の使用促進事業	前年度より引き続き、後発医薬品(ジェネリック医薬品)差額通知対象者を拡大するとともに、効果的な対象者の抽出を行う	通知回数を年1回から2回に増加するとともに、前年度の取組み結果を分析することによって効果的な対象者の抽出を行う
	5	重複・頻回受診の適正化事業	前年度より引き続き、重複・頻回受診者を抽出し、適正な受診を促す指導文書の通知・訪問指導を実施する	重複・頻回受診者の抽出及び指導文書の通知・訪問指導を実施するとともに、対象者の抽出を効率的に行えるようシステム化し、運用を開始する
保健事業	6	健康教育推進事業	前年度より引き続き、保健指導等の事業内容を周知するとともに、被保険者に対する健康教育を推進する	①健康ガイドブックを「デジタルコンテンツ」化したホームページにリニューアルする ②遠隔面談に使用するiPad等を追加購入し保健指導を推進する ③職場内のメンタル系疾患の発生予防を目的としたオンライン研修等を行う ④健康相談等において利用する内臓脂肪計を購入する
	7	ICTを活用した健康管理サポート事業	前年度より引き続き、従業員の健康情報をICTを活用し集約保存できる仕組みを構築することで、従業員の健康管理をサポートする	事業3「健康管理プラットフォーム」にて次の健康情報の集約管理又は利用を促進する ①すべての職場に設置する自動血圧計 ②食事カロリー計算アプリ「カロミル」 ③歯周病リスクチェックサービス ④上記③の結果、検査必要者に対する検査キット配付による歯周病郵送検査
	8	糖尿病重症者・慢性腎臓病者の超重症化予防推進事業及びがん対策事業	前年度より引き続き、糖尿病該当者のうち未受診者が一定存在することから、受診指導を徹底して行うとともに、がん対策としてH.ビロリ菌検査(郵送)を行う	①HbA1c10.0以上者へ対して重点的に受診勧奨、保健指導を行う ②H.ビロリ菌検査キットを配付し、自己採血のうえ検査センターへ郵送して検査を行う ③高血圧重症化予防のため減塩食体験の機会を提供する
	9	被扶養者健診の受診率向上事業	被扶養者健診の受診率向上に向けて、受診インセンティブの設定等を行う	①被扶養者健診受診のインセンティブとして継続受診者にAmazonポイントを付与する ②MHW登録した被扶養者健診受診者の一部負担金を軽減(全額還元)する
	10	保健指導の充実に係る基盤整備事業	前年度より引き続き、保健指導を充実するために必要な基盤を整備する	①保健指導の充実のための保健指導用動画を作成する ②健康相談用の血糖測定器(FreeStyleリブレ・センサー)を追加購入する
	11	保健事業の業務効率化推進事業	前年度より引き続き、業務効率化に資する取組みを推進する	①保健指導記録の入力の効率化及び基幹システムとの連携システムの運用を開始する ②インフルエンザ予防接種補助金申請の効率化のためのシステム開発を行う ③診察及び健康相談等予約受付・案内のためのシステム開発を行う

令和3度 収入支出予算概要表

【健康保険】

収入の部	収入額（千円）	備 考
保 険 料 収 入	12,872,129	
調 整 保 険 料	169,602	
繰 越 金	447,586	
国 庫 補 助 金	141,201	
財政調整事業交付金	399,632	
雜 収 入	91,713	
そ の 他	23,430	
収 入 合 計	14,145,293	

支出の部	支出額（千円）	備 考
事 務 費	260,113	
保 険 給 付 費	6,610,235	
納 付 金	5,495,500	
保 健 事 業 費	1,218,618	
財政調整事業拠出金	169,602	
そ の 他	111,300	
予 備 費	279,925	
支 出 合 計	14,145,293	

【介護保険】

収入の部	収入額（千円）	備 考
保 険 料 収 入	1,546,092	
繰 越 金	1,588	
雜 収 入	32	
収 入 合 計	1,547,712	

支出の部	支出額（千円）	備 考
介 護 納 付 金	1,530,954	
そ の 他	111	
予 備 費	16,647	
支 出 合 計	1,547,712	